

昭和三十三年六月二十六日提出  
質 問 第 二 二 号

東富士演習場転換期における土地返還等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年六月二十六日

提出者 勝間田清一

衆議院議長 星島二郎殿

東富士演習場転換期における土地返還等に関する質問主意書

- (一) 在日米軍の地上軍が日本本土より撤退する旨の公表により東富士演習場からも駐留軍が撤退しており、すでに富士キャンプ施設の返還が実施され、事実上米軍の使用は行われていない状態であるが、これに伴い当演習場の返還は当然の所為と思うが、いまだこれについての措置がとられていないのはいかなる理由か。

- (二) 昭和三十三年二月一日、防衛庁発経施第二十四号による防衛庁長官より静岡県知事宛、東富士演習場全域を現在及び将来とも使用したいとの申入れは、現地における土地所有者並びに係者より、駐留軍演習場下の現賃貸借契約にもとるものであり、違約であるとの主張が行われているが、これに対する政府の見解並びに今後の方策を伺いたい。

- (三) 東富士演習場内に包括される土地等は、地元農民の唯一の生活基盤であるが、駐留軍の使用により十余年の期間、各種の被害により財産上あるいは農業経営上に致命的な打撃を被つてい

るが、これに対しては種々の補償制度の適用によつて便宜的な処理がなされているも、農民の生活経済は刻々急迫を告げ、今にして再建の方途を講じないならば、重大な破局が予想される。

これについては、広範な現状回復措置をとるとともに、新たな農業開発等の再建整備対策を実施する必要があると思ふがいかん。

また、本件による農民内部の要請と、前(二)の事象についての調整あるいは打開策について、具体的な方法並びに政府の見解を示されたい。

右質問する。